

鳥取県事業承継経営強化奨励金支給要領

(趣旨)

第1条 この要領は、県内中小企業者の円滑な事業承継・事業引継ぎ（以下「事業承継」という。）の促進を目的として、事業承継計画書の策定のために外部の専門家から支援を受ける事業主に「鳥取県事業承継経営強化奨励金」（以下「奨励金」という。）を支給するために必要な事項を定めるものとする。

(支給対象事業主の要件)

第2条 奨励金は、次の各号のいずれにも該当する事業主（以下「対象事業主」という。）に対して予算の範囲内で支給するものとする。

- (1) 県内に所在し、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者に該当する事業主であること。
- (2) 県内の商工団体、金融機関等の支援を受けながら、事業承継を行う事業主で、外部の専門家（以下「専門家」という。）を活用して次条に規定する対象事業を行う事業主であること。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を営む事業主ではないこと。

(支給対象事業)

第3条 奨励金の支給対象とする事業は、事業承継の時期及び具体的な対策や行動を定めた事業承継計画書を策定する事業（事業承継計画書に沿って事業承継を実行するために行われる、現在の個別の経営課題の解決に向けた提案及び助言指導を含む）とする。

(支給額)

第4条 奨励金の支給額は、専門家への謝金及び旅費交通費（以下「謝金等」という。）から消費税並びに地方消費税に相当する額及び謝金等に対して他の助成制度等により支給を受けた金額を除く額（以下「支給対象経費」という。）に2分の1を乗じて得た額（1円未満は切捨て）と200千円を比較して、低いほうの金額とする。

2 同一の対象事業主に対する支給額は、200千円を上限とする。

(事業計画書の提出)

第5条 奨励金の申請を行おうとする対象事業主（以下「申請事業主」という。）は、事業開始日より前に、鳥取県事業承継経営強化奨励金事業計画書（様式第1号。以下「事業計画書」という。）を県に提出し、次条の規定により事業計画の認定を受けるものとする。

2 県は、前項の規定により提出された事業計画書の記載事項等について、記載漏れ、表示の錯誤、添付書類の不備等がないか点検し、適正なものであると認めた場合はこれを受理する。

(事業計画の認定等)

第6条 県は、受理した事業計画書の内容を本要領に基づき審査し、適正であると認められる時は事業計画を認定するものとする。

2 県は、前項又は次項の規定により事業計画の認定又は不認定を決定したときは、その結果を鳥取県事業承継経営強化奨励金事業計画認定（不認定）通知書（様式第2号）により、当該事業計画書

を受理した日から1月以内に申請事業主へ通知するものとする。

3 対象事業主からの提出であっても、県は、次の各号のいずれかに該当すると認められ、事業計画を認定することが適切でないとは判断する場合は、事業計画を認定しないものとする。

(1) 申請事業主が、事業計画の提出日から起算して1年前の日から事業計画の認定日までの間において、法令に違反する重大な事実（故意又は重大な過失によるものに限る。）があると認められる場合

(2) 前号の他、第1条に規定するこの制度の趣旨に沿わないことが明らかである場合

4 第2項の規定による認定通知書を受理した申請事業主は、次条の規定による奨励金の申請を行うことができる。

(支給の申請)

第7条 奨励金の申請を行う申請事業主は、鳥取県事業承継経営強化奨励金支給申請書(様式第3号。以下「支給申請書」という。)に次の各号に掲げる書類を添えて県に提出するものとする。

(1) 専門家の支援を受けたことを示す書類（契約書、覚書等の写し）

(2) 事業承継計画書の写し又は専門家の支援の報告書の写し

(3) 専門家に対し謝金等を支払ったことを示す書類（請求書、領収書等の写し）

(4) 他の助成制度を活用した場合はこれを示す書類（他の助成制度等の支給決定通知書等の写し）

(5) 前号の他、県が必要と認める書類

2 前項の奨励金の申請は、専門家の支援が終了した日又は専門家への謝金等の支払が完了した日のいずれかのうち遅いほうの日（以下「事業完了日」という。）から起算して3月以内に行うものとする。

(支給の決定等)

第8条 県は、前条の規定により提出された支給申請書の記載事項等について、記載漏れ、表示の錯誤、添付書類の不備等がないか点検し、適正なものであると認めた場合はこれを受理する。

2 県は、受理した支給申請書について、本要領に基づき審査し、適正であると認められるときは奨励金の支給を決定するものとする。

3 県は、前項又は次条の規定により奨励金の支給又は不支給を決定したときは、申請事業主に対して、鳥取県事業承継経営強化奨励金支給（不支給）決定通知書（様式第4号）により、当該申請書を受理した日から2月以内に通知するものとする。

4 県は、奨励金の支給決定を行ったときは、支給決定額を申請事業主が指定した金融機関の口座に速やかに振り込むものとする。

(不支給要件)

第9条 第6条の規定による事業計画の認定を受けた申請事業主からの申請であっても、県は、次の各号のいずれかに該当すると認められ、奨励金を支給することが適切でないとは判断する場合は、奨励金の全部又は一部を支給しないものとする。

(1) 申請事業主又は専門家が、事業計画の提出日から起算して1年前の日から奨励金の支給決定日までの間において、法令に違反する重大な事実（故意又は重大な過失によるものに限る。）があると認められる場合

(2) 第6条に規定する事業計画の認定が決定されるまで又は専門家との契約等を締結するまでに事業を開始していた場合

(3) 前号の他、第1条に規定するこの制度の趣旨に沿わないことが明らかである場合

(暴力団等の排除)

第10条 第6条及び第8条の規定にかかわらず、県は、申請事業主又は専門家が次の各号のいずれかに該当する場合、事業計画を認定しない、又は奨励金を支給しないものとする。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するもの

(奨励金の返還)

第11条 県は、奨励金の支給を受けた申請事業主が次の各号のいずれかに該当する場合は、鳥取県事業承継経営強化奨励金支給決定取消・返還通知書（様式第5号）により、当該申請事業主に対して支給決定した奨励金の全部又は一部について支給決定を取り消し、返還させる旨の通知を行うものとする。

- (1) 偽りその他不正の行為によって支給を受けた場合
- (2) 支給すべき額を超えて支給を受けた場合
- (3) 申請事業主又は専門家が、事業計画の提出日から起算して1年前の日から奨励金の支給決定日までの間において、法令に違反する重大な事実（故意又は重大な過失によるものに限る。）があると認められる場合

(調整)

第12条 申請事業主が、県からの他の制度による類似の奨励金等を受けている場合は、奨励金を支給しないものとする。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については別途商工労働部長が定める。

附則

(施行期日)

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

鳥取県知事

様

〒

提出事業主 所在地
名 称
代表者職氏名

印

鳥取県事業承継経営強化奨励金の申請を行いたいので、鳥取県事業承継経営強化奨励金支給要領第5条の規定により、下記のとおり提出します。

記

1 申請事業主の概要

業 種		資 本 金	円
主 要 製 品		創 業 年 月 設 立 年 月	年 月 年 月
年 間 売 上 高	円	従 業 員 数	名
事業承継の検討状況、事業承継に向けた課題、経営面における課題			

2 専門家による支援内容（予定）

専門家氏名	〒		
専門家連絡先	〒		
支援を受ける内容			
支援時期（注1）	年 月から 年 月まで	支払経費	計 円
他支援制度の活用	有（活用制度の名称、金額 円）・無		

3 本申請に係る担当者の連絡先

氏名		電 話	
役職		ファクシミリ	
電子メール			

4 事業承継について商工団体、金融機関等の支援を受けていることの証明
上の事業主に対し、事業承継に係る支援を行っていることを証明します。

所在地

名称

代表者職氏名

印

注1 支援が開始された日（第6条の認定を受けた日以降の日とする）から1年以内とする。

注2 1ページに収まらない場合、複数ページ又は別紙添付としてもよい。

番 号
年 月 日

様

職 氏名 印

鳥取県事業承継経営強化奨励金事業計画認定（不認定）通知書

（認定する場合）

年 月 日付けで提出のあった事業計画については、鳥取県事業承継経営強化奨励金支給要領（平成30年3月30日付第201700298189号鳥取県商工労働部長通知。以下「要領」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり計画を認定することに決定しましたので、要領第6条第2項の規定に基づき通知します。

なお、鳥取県事業承継経営強化奨励金の支給を受ける場合、要領第7条の規定による鳥取県事業承継経営強化奨励金支給申請書を事業完了日から起算して3月以内に県へ提出してください。

記

- 1 支給予定額 金 円
- 2 この認定通知書は、奨励金の支給及びその金額を確定したものではありません。
- 3 認定した事業計画を廃止する場合は、県に報告してください（様式は任意）。

（認定しない場合）

年 月 日付けで提出のあった事業計画については、鳥取県事業承継経営強化奨励金支給要領（平成30年3月30日付第201700298189号鳥取県商工労働部長通知。以下「要領」という。）第6条第3項の規定に基づき、下記のとおり計画を認定しないことに決定しましたので、要領第6条第2項の規定に基づき通知します。

記

認定しない理由

鳥取県事業承継経営強化奨励金支給申請書

鳥取県知事

様

〒

申請事業主 所在地

名称

代表者職氏名

印

鳥取県事業承継経営強化奨励金の支給を受けたいので、鳥取県事業承継経営強化奨励金支給要領第7条の規定により、下記のとおり提出します。

記

1 事業計画認定日及び認定通知番号 年 月 日付第 号

2 支援内容（実績）

専門家氏名				
専門家連絡先	〒			
支援内容				
支援時期（注1）	年 月から	年 月まで	支払った経費	計 円
他支援制度の活用	有（活用制度の名称、金額 円）・無			

3 奨励金振込先（登録者は、口座名義欄に県振込口座等登録番号を記載してもよい）

金融機関名		支店名	
口座の種類	当座・普通	口座番号	
(フリガナ) 口座名義			

4 本報告に係る担当者の連絡先

氏名		電話	
役職		ファクシミリ	
電子メール			

注1 支援が開始された日（第6条の認定を受けた日以降の日とする）から1年以内とする。

注2 1ページに収まらない場合、複数ページ又は別紙添付としてもよい。

番 号
年 月 日

様

職 氏名

印

鳥取県事業承継経営強化奨励金支給決定（不支給）通知書

（支給する場合）

年 月 日付けで支給申請のあった鳥取県事業承継経営強化奨励金については、鳥取県事業承継経営強化奨励金支給要領（平成30年3月30日付第201700298189号鳥取県商工労働部長通知。以下「要領」という。）第8条第2項の規定に基づき、下記のとおり支給することに決定しましたので、要領第8条第3項の規定に基づき通知します。

記

1 支給額 金 円

2 注意点

以下に掲げる内容が判明したときは、要領第11条の規定に基づき奨励金の全部又は一部について支給決定を取り消し、返還していただきます。

- (1) 偽りその他不正の行為によって支給を受けた場合
- (2) 支給すべき額を超えて支給を受けた場合
- (3) 申請事業主又は専門家が、事業計画の提出日から起算して1年前の日から奨励金の支給決定日までの間において、法令に違反する重大な事実（故意又は重大な過失によるものに限る。）があると認められる場合

（支給しない場合）

年 月 日付けで支給申請のあった鳥取県事業承継経営強化奨励金については、鳥取県事業承継経営強化奨励金支給要領（平成30年3月30日付第201700298189号鳥取県商工労働部長通知。以下「要領」という。）第9条の規定に基づき、下記の理由により支給しないことに決定しましたので、要領第8条第3項の規定に基づき通知します。

記

支給しない理由

番
年 月 日

様

職 氏名 印

鳥取県事業承継経営強化奨励金支給決定取消・返還通知書

年 月 日付第 号で支給を決定した鳥取県事業承継経営強化奨励金については、鳥取県事業承継経営強化奨励金支給要領第11条の規定により、下記のとおり支給決定を取り消し、返還していただくことになりましたので通知します。

記

- 1 取 消 額 円
- 2 取消しの理由
- 3 返還の期限 年 月 日
- 4 返還の方法 同封の払込書により所定の金融機関で払い込みください。